令和3年度(2021年度)

事業場排水分析業務委託 仕様書

1 目的

本市の事業場から排除される下水の水質が、下水道法第12条の2に規定する排除基準並びに 熊本市下水道条例第9条、第9条の2及び第9条の3の基準に適合しているかの分析調査を委 託するもの。

また、「熊本市上下水道局排水設備設置義務の免除の許可に関する要綱」に基づき許可された 排水が、同要綱第3条第1項第2号及び第3号に規定する許可条件である排水基準に適合して いるかの分析調査を委託するもの。

2 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

3 履行期間

契約締結日から、令和 4年(2022年)3月25日(金)まで

4 検査方法

受託者は、委託者が採取した試料を受け取り、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 三十七年厚生省・建設省令第一号)に規定する検定の方法により分析すること。

5 業務内容

受託者は、委託者の指定した期日までに試料を採取する容器を準備し、熊本市上下水道局に持ち込むこと。

委託者が、採取した試料を採取した日に受託者に引渡す。受託者は、委託者の指定した日時に熊本市上下水道局で受け取り、速やかに分析を開始すること。

受託者は、業務を再委託しないこと。やむを得ず一部を再委託する場合は、事前に再委託する項目、試料数等を委託者に書面で通知し、承諾を得ること。

なお、採水・分析計画は、別紙1のとおり

6 分析結果に関する提出書類

分析結果については、濃度計量証明書2部、それぞれの検量線及びチャート1部を委託者へ 提出すること。提出日は、試料を採取した日から起算して21日以内を提出期限日とする。

なお、提出期限日が土曜日、日曜日又は祝祭日等に当たる場合には、次の最初の平日を提出 期限日とする。

ただし、別紙 2「速報を要する値(事業場排水・免除下水)一覧表」の値を超過した試料については、直ちにその項目及び分析結果について委託者に<u>電話連絡を行い、さらに電子メール又はファックスにて</u>確実に報告すること。なお、<u>試料の温度(水温)</u>については、委託者側が現場で測定するので連絡、報告等の必要はない。

- 7 業務委託契約に関する提出書類 受託者は、以下の書類を提出すること。
 - (1) 契約後、着手前までに提出する書類
 - ア 着手届
 - イ 業務工程表
 - ウ 現場責任者届
 - エ 分析対象項目の報告下限値
 - オ その他、委託者が必要とするもの
 - (2)業務終了時に提出する書類
 - ア 完了届
 - イ 報告書(分析業務実績報告書)
 - ウ その他、委託者が必要とするもの

8 その他

受託者は、本業務にあたり不明なことが生じた場合は、委託者に連絡して協議すること。